

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和7年10月10日

1 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

I K E A新三郷

埼玉県三郷市新三郷ららシティ二丁目2番2号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- ・ 年間最大滞留予測台数（繁忙日におけるピーク台数）が1299台となっていますが、これは過去の繁忙日における実際のピーク台数を示したのではなく、調査日のピーク台数を基に算出した台数となりますので、1299台を超過する可能性があります。

一方、総収容台数が1353台となっていますが、これは1299台に対して104%程度に留まっています。

以上のことから、繁忙日に駐車場が満車または満車に近い状態となった場合、空き駐車スペースを探すために駐車場内を回遊する車が増え、駐車場内の混雑を招く恐れがあるとともに、公道上において入庫待ち渋滞を引き起こす恐れがあります。

つきましては、ゆとりを持った駐車台数の確保や、繁忙期においては空き駐車スペースに円滑に誘導するための交通誘導員を配置するなど、駐車台数の不足や公道上での渋滞を引き起こさないよう対策をお願いします。

- ・ 駐車場・駐輪場の台数減少及び出入口増加について、三郷市開発事業等の手続等に関する条例について、担当課と協議をして下さい。
- ・ 駐車場一部を廃止し、用途変更する場合は、建築基準法上、支障がないか事前に越谷建築安全センターと調整してください。
- ・ 工事で市道等を汚した場合は、速やかに清掃して下さい。
- ・ 工事で道路構造物を破損等した場合には、速やかに道路管理係へ報告の上、事業者の責任において復旧して頂きます。
- ・ 車両出入口部分の歩車道境界ブロック等を新たに改良する場合には道路法第24条の道路工事施行承認申請を提出してください。

2 縦覧期間

令和7年10月10日から令和7年11月10日まで

3 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター